

## 書評

大庭健著

『民を殺す国・日本——足尾鉍毒事件からフクシマへ』  
(筑摩書房、2015年)

丸山徳次

本書は著者自身の言葉によれば、「3・11と、そこにいたる過程にはらまれた問題を、倫理学の立場から考えようとした本」である。第Ⅰ部で東電福島第一原発事故について考察し、「3・11で露呈したモラルの問題」の要点が「構造的な無責任」にあることを指摘する。第Ⅱ部では、「東フクシマ事故の原型」を足尾鉍毒事件に求め、明治の「殖産興業・富国強兵」からやがては15年戦争を経て戦後に至るまで連続する構造的無責任を追跡する。その上で第Ⅲ部では、この連続性を支えているものを「国家教」という概念によって指示し、それこそが「見殺しの制度化」の土台をなしていることを論じる。最後に、国家教に対抗する方策をいくつか示唆して終わっている。実に壮大な展望のもとに、明治以来の日本の近代化の全歴史を総括するような著作である。

「過酷事故」の概念と共に「深層防護」の必要性がチェルノブイリ事故以後に提起されていたにもかかわらず、東電が耐用年限を超えた福島第一原発1号機の継続運転を申請し、経産省が3・11の前月にそれを許可したことに象徴されるように、日本の監督官庁が過酷事故の可能性を「想定外」として無視し、利益優先の企業と癒着していたことは明らかである。「東フクシマ事故」は怠慢と不作為がもたらした「人災」である、と断じる著者は、「原子カムラ」を官が主導する「官産政学—複合体」として捉えて、そこに無責任の構造を炙り出す。鍵になるのは「国策民営」の構造だが、そのルーツを著者は1930年代の国家総動員体制に見ている。すでに足尾鉍毒事件において、銅山を国家の「富源」とする政官と企業との癒着が見られたが、そうした癒着は国家総動員体制を通じて理工学者たちをも組織的に巻き込む複合体へと発展し、それが戦後の高度経済成長へと連続してゆく。ここに著者は、日本の近代化の特殊性を見ている。それは、天皇にのみ責任を負わせ、

議会に対しては「無答責」でありうる日本の官僚制の特殊性であり、近代日本の「国家」観念の特殊性でもある。すなわち、社会としての「公共性」が全面的に国家に篡奪されて、「国策」を神聖不可疑のものとして絶対視する官僚と「国民」の心性が存続していることだと、著者は考える。戦後のドイツにおける非ナチ化の反省作業と同等のことが日本には欠落し、「国家教」が連続していることを、著者は批判するのである。

著者は「責任」を、responsibilityの概念に依拠しつつ、行為・態度をめぐる「呼応可能性」として捉える。従って構造的無責任とは、組織体の内部・外部に対して起こってくる応答の拒否・黙殺である。組織が官の主導する官産政学の複合体となり、「国策」が絶対視され、自己が帰属集団へと過剰に同一化されたならば、もはや外部は無に等しくなる。必死に訴える問いかけも黙殺される。

確かにその通りだろう。しかしこの議論は、結局、「構造的無責任」と「国家教」との堂々巡りに陥るのではないだろうか。これに対して著者は、「水平的なコミュニケーションと連帯」を豊かなものとする「コモンに根ざす社会」の構築を提案する。「呼びかけ・応答」が多様に交錯しうるフォーラムを形成しよう、そして、国策や省庁・企業に対する「社会的検証」を行う市民たち・有識者たちによる「シャドウ複合体」を作ろう、と言うのである。呼応可能性を何とか確保・育成しようというわけだし、国益と私益とを超える第三極としての「公共性」を確立しよう、というのだろう。十分に首肯しうる提案である。しかし、著者の考える「責任」概念が、現実社会での「責任」理解と切り結ぶことがないので、やはり構造的無責任と国家教との循環関係を打破する道筋が見えてこないように思う。

著者は既に『「責任」ってなに?』（講談社、2005年）を著している、本書でもその前著の参照を求めている。前著では、法的責任、政治的責任、宗教的責任といった責任の種類を分け、それらに対して倫理的責任の意味と根源性が論じられているばかりか、責任の主題と主体の区別も論じられている。さらには、「役割」と「自分」が解離し、呼応可能性が切り詰められる構造的無責任

が、学校での「いじめ」や戦争責任などを事例として論じられている。「責任」とは「互いに応答が可能だ」という「間柄の特質」であり、「呼応可能な間柄を維持し、育てていく態度」であり、「共生への相互的なコミットメント」である、と主張されている。従って、人間の社会的存在が本質的に要請する呼応関係が「責任」である。それゆえ、呼応可能性を保持するような人間の関係を保護・育成すべきだ、というのが著者の主張のようだが、これは、責任＝呼応可能性に対して責任をもつべきだと主張しているのであって、その意味で、〈メタ責任〉を規範として主張することに等しいと思われる。しかし、その規範を支える倫理的価値が明瞭ではない。前著では、責任の問いかけが「よりよき共生を求めるがゆえの、呼びかけ」であり、「責任がある」ということが、「呼応可能な人間」関係でありえている、という悦ばしい報せ」であると言っている。そうだとすると、責任を規範づけているのは、「よき共生」であり、「呼応可能な人間」関係という倫理的価値だ、ということになるのだろう。

しかしながら、現代社会においては、とりわけ日本社会においては、「責任」という言葉が頻繁に語られることによって、ついにはその意味内実が希薄化してしまう事態がしばしば起こっている。つまり「責任」概念そのものの空洞化だ。例えば、新自由主義的な政治の強まりのなかで、「自己責任」という言葉がやたらと語られ出した。「自業自得」と言えばよいところを、「自己責任」という言葉で煙幕をはり、権力側の責任をごまかしているのである。そうだとすると、哲学者が「責任」について語るときには、「責任」の種類を分けて倫理的責任の意味を際立たせるだけではなく、法的責任その他が倫理的責任とどう関わり、それらがどのような限界をもつのかを、批判的に検討する必要があるし、「責任」が実際に語られる文脈に即して、「責任」の主題と主体をめぐる関係性について、分析的な批判吟味を加える必要があるのではないだろうか。つまり、著者が提示した「責任」概念が、それ自身、「責任」をめぐる現実の出来事を分析する能力を発揮しなければならないと思うのだが、本書では、必ずしもそう

はなっていないように見える。

一つは、「責任」理解に関して、「呼応可能性」と「応答可能性」とが同一視されている点に問題があると思う。「呼応可能性」の関係は相互的な関係であり、確かにそれが「責任」を支えているのだろうが、しかし、「責任」そのものは、「応答可能性」を意味し、「責任」における応答の関係は非対称的な関係ではないだろうか。そもそも「責任」の概念と制度は、近代における人間の自由と自律の確立に基づきながら、まさに近代社会において形成され、発展してきた。例えば、損害賠償責任に関わる民法の不法行為法の体系は、近代における科学技術と産業社会の発達に伴う事故災害（蒸気機関の爆発事故など）の増加によって発展してきた。この発展は、大筋においては、過失責任主義から無過失責任主義への発展だった、と言える。つまり、被害者があくまでも原因と加害者側の過失を立証しなければならないという考えから、原因者に過失がなくても、起こった被害の補償はしなければならない、という考え方への拡大である。（原子力損害賠償法こそは、無過失責任主義をとる代表的な法律だが、福島第一原発事故に関しては、政府と東電はこの法律の「無過失」責任主義を悪用している。）

こうした不法行為法の形成と発展の歴史は、被害者たちの声に「応答」してきた歴史だったとも言える。責任の関係は、「呼応」的な相互対等な関係ではない。責任への問いは、被害—加害の非対称的な関係において生起してきたのである。そして、起こった出来事を「不正」として価値づける目が、責任への問いを突き動かしてきたのである。そして二度と同じ犠牲を生み出さないでほしいという被害者たちの願いが、未来への人間的な善き関係（「よき共生」）を求める責任へとつながるのである。「未来世代への責任」といった、未来志向の「責任」概念が、例えばハンス・ヨナスにおけるように「原理」として明確化されたのは、20世紀の後半であり、決してずっと以前から自明であったわけではない。その背景には、核兵器による人類の絶滅が現実化した歴史状況があった。つまり、近代における「責任」概念の発展は、過去志向の「責任をとる」ことから、未来志向の「責

任をもつ」ことへと明確化・拡大化してきた歴史だったと言える。

それゆえ、「責任」概念の歴史性および社会的構成という性格に注目するとき、「責任」概念を分節し、既存の「責任」制度を批判吟味することで、「責任」をめぐる社会関係を改善してゆく努力が、哲学者にも要求されるのではないだろうか。責任への問いは、起こった出来事（否定的な価値をもった出来事）に関して、①何についての、②何に対する、③誰の、あるいは何の、責任なのか、という問いの構造を有しているが、哲学者は現実の出来事を「責任への問い」の関係性の構造に即して分析する必要があるのではないだろうか。予め明確な主体が存在していて、その主体が責任を問われる、と言うよりも、否定的な出来事の意味をどう解釈するかに応じて、責任への問いは、立ち上がり、責任の主体を構成しつつ、さらには既存の責任制度の枠を超えて、ダイナミックに動く。〈責任への問いのダイナミズム〉を駆り立てるのは、究極的には、著者の言う「よりよき共生への呼びかけ」であろうが、しかし、第一次的・直接的には、一方的な被害と犠牲を「不正」として見ることを可能にしている「正義」（公正・公平）の理念なのではないだろうか。

本書の議論の出発点で、著者は、福島原発事故がもたらした悲惨な事態について、「誰も・どこも」責任をとっていない、ということ、「倫理学の観点からモラルの問題として、つまり人々の間を支えている規範の問題として」考えたい、と言っている。しかし、この場合に「責任をとる」ということが、現行の法制度に基づいて何を意味し、どれだけの可能性があり、どのような限界があるのか、といった吟味検討を飛び越してしまうと、読者には、その「責任をとる」ということが倫理的責任とどう関わるのか理解できないのではないだろうか。確かに、近代社会においては、法と道徳（倫理）とは分離し、法・政治・経済といった諸領域はそれぞれシステムとして自律化してきた。しかし、学問においても専門分化の激しい現代社会において、哲学こそはシステムの境界を揺さぶり、さまざまな制度とその行為の可能性と限界を検討し、修正を促す努力をすべきではないだろう

か。独自のシステム論に依拠する著者の「責任」論は、「責任」概念の歴史性と社会的構成性格を無視することによって、現実の出来事を分析する力を発揮できないように思われるのである。

もう一つ気になることがある。著者は「東フクシマの原型」を足尾鉍毒事件に求めるにあたって、官産政学一複合体を念頭におけば、水俣病事件を取り上げるべきところを、なぜそうしないのかの理由を述べている。その理由は、「水俣にかんしてはよく知られており概説書・研究書も豊富である」ということに加えて、第一に、「戦前・戦後を貫く連続性において」官産政学の癒着構造を問い直すためであり、第二に、「水俣ではチソが排出し続けた有機水銀は、魚介類を介して人々の中枢神経を直撃して悲惨な障害そして死をもたしたが、東フクシマの放射能も足尾の鉍毒も、そのような仕方では被害者を直撃していない」のであって、「加害作用が直接的でないことが、被害者への人々の関わり方にも影響していることをも問題にしたい」からだ、と言うのである。注（p. 273）で言われている言葉ではあるが、ここには、いくつか無視できない問題がはらまれている。

第一に、水俣病事件が60年たっただけに終わらない原因の一つは、初期の急性劇症型に対応する複数症状の組み合わせを病像の基本型としたために、長期微量汚染による慢性型や遅発性など多様な病状が無視され、二度にわたる政治解決と最高裁判決によっても終わることのない「未認定」患者の放置につながったことにある。つまり、水俣病を「悲惨な障害そして死」と見なしてきたことが、水俣病被害の現実を無視することになったのである。国家行政はこれまでただの一回も被害の全貌を調査していない。しかも加害責任を負うべき行政が、「患者」を線引きする認定審査の主体となってきたのである。類似の事態と構造が、フクシマで再現されつつある。

第二に、著者はいくつかの資料に基づいて足尾鉍毒事件について論じ、鉍毒問題が治水問題へと巧みにすり替えられたことを批判している。「アジェンダのすり替え」は、著者が見る構造的無責任の重要な問題点である。しかし著者は、足尾鉍毒事件の場合に、その「すり替え」が医学的な原

因究明の道をふさいだ可能性があることを語らない。実は、民衆が「鉍毒病」の訴えを叫んでいたにもかかわらず、二次にわたる鉍毒調査委員会の結果、足尾鉍毒が人体・生命に危害を及ぼすものではないという政府の公式見解が確立したのである。つまり、鉍毒問題の治水問題への「すり替え」とは、「鉍毒病」の訴えを無視し、健康被害の調査と原因究明への道をふさぐことを意味したのである。従って、「加害作用は直接的でない」という断定はできないのである。(これについては、例えば、小松裕『田中正造の近代』現代企画室、2001年の「補論三 足尾鉍毒の病像をめぐって」を参照。)

第三に、フクシマに関しても、「被害者を直撃してはいない」という断定は、差し控えなければならない。2015年6月時点で、104人の子どもの甲状腺ガンが確定し、疫学的な有意性が明白であるにもかかわらず、因果関係をめぐって一種の科学論争が続いている。そしてまた、政府が推進する帰還政策のなかで、これまで強制的に避難させられていた人々が自動的に「自主避難」者へと変換されつつあるが、それ以前の数万人にのぼる「自主避難」者たち(その多くは「母子避難」者たち)を加えて、「自主避難」(決して自発的避難ではない)こそが放射線被害を回避させている可能性を無視することはできない。さらに言えば、福島県において2000人を超えているいわゆる「関連死」を、放射線被害と直接関係がないという点で「加害作用が直接的でない」と言うことに、どのような意味があるだろうか。

そもそも環境汚染・環境破壊に基づく「被害」は、「病因物質」の性質にも関わるが、実際には把握しがたい生物界の異常から人的危害にまで連続するのであって、「加害作用」が「直接的」であるということが、もし人間の死や病理現象を意味するとするならば、それは環境被害のいわば氷山の一角にしかすぎない。そのことをはっきりと教えたのも、水俣病事件である。(これについては、拙編著『岩波・応用倫理学講義 2 環境』岩波書店、2004年を参照。)

四大公害事件のなかで、熊本水俣病だけが刑事事件ともなった。この刑事事件は、加害企業チッ

ソの東京本社で自主交渉を求めた人物の実力行動が「傷害事件」として裁かれたのに怒った被害者たちが、熊本地検に告訴したことで、初めて成立したものである。しかもその「傷害事件」そのものが、検察官の権利濫用を理由とした日本で最初の公訴棄却判決につながり、チッソに関する刑事裁判の方は、元社長および元工場長の執行猶予付き有罪判決に結実した。水俣病事件は、民事責任追及の場面でもいくつもの画期的な成果をもたらした。しかし、企業を相手にした刑事責任追及の困難さは、少なくとも「国家教」ということによっては、説明がつかない。確かに、先進諸国の中でも例外的だと言われる日本の検察官の権限(裁量権)の強力さには、「国家教」の概念による批判的検討の余地はありそうだが、しかし、近代国家における刑法が、「過失」事件を例外としていること、基本的に個人主義であって組織体の刑事責任追及を困難としていること、等については、哲学的にも批判的に考察し、何らかの改良の方向性を示さねばならないだろう。(水俣病患者「傷害事件」に関しては、拙稿「暴力」行為と構造的暴力—或る傷害事件を見る眼」、現象学・解釈学研究会編『理性と暴力』世界書院、1997年を、また、水俣病事件をめぐる「責任」に関しては、拙稿「水俣病の「責任」と「教訓」、花田昌宣・原田正純編『水俣学講義〔第5集〕』日本評論社、2012年を参照願いたい。)

本書出版の後になるが、2016年2月、東電元会長および2人の元副社長が「強制起訴」され、福島原発事故について初めて刑事裁判が開始されることになった。2012年6月に市民たちの告訴団が告訴したが、検察官によって「不起訴」処分とされたのに対し、11人の市民からなる検察審査会が、2度にわたって「起訴すべき」との議決を出した。これが「強制起訴」だが、これは、検察審査会法の改正で2009年から導入された制度である。刑事裁判が行われれば、これまで非公開だった東電の内部資料が証拠として提出される見込みだし、政府および政府事故調、東京地検などが、何を隠蔽してきたのかが、明らかになる可能性がある。こうした検察審査会の新制度は、一つの改革にすぎないが、重要な意味をもっていると思う。

行政や司法に対する市民関与の可能性が拡大することで、市民自身が主権者としての自覚を深化させる可能性が増加するからである。2009年に開始された裁判員制度も、重犯罪事案に適用されるよりも、本来は行政訴訟や国家損害賠償訴訟の場面にこそ適用されるべきではないだろうか。つまり、行政のチェック機関として機能する司法の場面にこそ、市民参加を実現していく必要があると思う。

私たちが日常生きている日本社会について、歴史的事件を通して批判的に考察する著者の鋭い筆致は、「原子力ムラ」に象徴されるムラ構造を解体するためには、明治以来の日本の近代化や戦争責任の問題等々にまで反省の眼を向けなければならないことを、十分な説得力をもって私たちに迫ってくる。確かに、著者が主張するように、国家権力に対する信仰にも似た絶対視を、官僚のみならず、「国民」すべてが克服しなければ、「呼応」可能な社会関係を構築することはできないだろう。しかし、そのためにも、「近代化」を科学技術と資本主義の発達に伴う工業化・産業化の側面においてのみ見るのではなくて、「人権」や「人間の尊厳」の思想に代表されるような、人間の「自由と平等」の獲得・拡大のプロセスとしての面を強調する必要があるのではないだろうか。